

別表 1 (多数の者が利用する一定規模以上の建築物)

(単位:棟)

用 途	規 模
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
学校(上記学校を除く。)	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上
病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
卸売市場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル又は旅館	
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍又は下宿	
事務所	
博物館、美術館又は図書館	
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
工場	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	